

○西脇市人権教育協議会補助金取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西脇市人権教育協議会が交付する補助金の交付の申請等に関する基本的事項について定め、補助金に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

(補助金の種類)

第2条 この要綱による補助金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 地区人教補助金
- (2) 自主団体補助金

(補助対象事業)

第3条 この要綱による補助対象事業の要件及び補助対象団体の要件は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、補助対象事業に要する経費のうち、別表第2に定める経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは補助の対象としない。

- (1) 補助団体の事務所等を維持するための経費
- (2) 補助団体の経常的な運営に要する経費
- (3) 補助団体の会員に対する謝金、食糧費等
- (4) 領収書等により補助団体が支払ったことが明確に確認できない経費
- (5) その他事業実施に直接かかわらない経費及び社会通念上適切と認められない経費

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、別表第1に定めるところによる。

2 補助金の交付は回数の限度等は、別表第1に定めるところによる。

(交付の申請)

第6条 自主団体補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請団体」という。）は、団体の概要、活動の概要、活動に要する経費その他必要な事項を記載した自主団体補助金申請書（様式第1号）を会長に提出しなければならない。

第7条 会長は、前条の規定による自主団体補助金申請書の提出があつた場合において、別表第3に定める審査基準により、その内容を審査し、審査結果を自主団体補助金申請（採択・不採択）通知書（様式第2号）により、申請団体に通知するものとする。

第8条 地区人権教育協議会及び前項の規定により採択の通知を受けた申請団体は、補助事業の内容、補助事業に要する経費その他必要な事項を記載した補助金交付申請書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添付して会長に提出しなければならない。

- (1) 当該年度の事業計画書
- (2) 当該年度の予算書
- (3) その他会長が必要と認める書類

（交付の決定）

第9条 会長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があつた場合において、当該申請に係る書類等の審査等により、当該申請に係る補助金の交付が適当であると認めるときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

（決定の通知）

第10条 会長は、補助金の交付の決定をした場合においては、その決定の内容を記載した補助金決定書（様式第4号）により、補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

（補助事業の遂行）

第11条 補助事業者は、補助金の交付の決定の内容に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない、いやしくも補助金の他の用途への使用をしてはならない。

（状況報告等）

第12条 会長は、補助金に係る予算の執行の適正を図るため、必要と認めるときは、補助事業の遂行の状況に関し、補助事業者に報告させ、又は当該職員に実地調査を行わせることができる。

（補助事業の遂行等の命令）

第13条 会長は、前条の報告及び調査等により、その者の補助事業が補助金の交付の決定の内容に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、こ

れらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業実績報告書（様式第5号）に決算書又はその他会長が必要と認める書類を添付して会長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第15条 会長は、前条の規定により報告を受けた場合においては、当該報告に係る書類審査及び必要に応じて行う調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書（様式第6号）により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第16条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後において交付する。ただし、会長が特に必要と認めるときは、補助事業完了前に補助金の全部又は一部を交付することがある。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付（概算払）請求書（様式第7号）を会長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第17条 会長は、補助事業について、次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 前各号のほか、補助事業に関し、補助金の交付の決定の内容に違反したとき、又は会長の指示に従わなかったとき。

(補助金の返還)

第18条 会長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消し、又は変更した場合において、補助事業の当該取消し又は変更した部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 会長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成15年5月17日から施行し、平成15年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成16年5月15日から施行し、平成16年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成20年5月26日から施行し、平成20年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成23年5月25日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成24年5月23日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。